東広島市教育委員会定例会(令和3年7月)議事録

- 1 日 時 令和3年7月29日(木)午後2時0分~午後2時51分
- 2 出席者
 - (1)教育長 津森教育長
 - (2)委員渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
 - (3)事務局 【学校教育部】

國廣学校教育部長、榊原教育参与、武上学校教育部次長兼教育総務課長、田中教育調整監、吉岡学事課長、木村指導課長、石田教育総務課課長補佐 兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

岡田生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部 次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習 総務係長兼管理係長

- (4)書 記 奥田主査
- 3 場 所 北館201会議室
- 4 議 題
- (1) 報告事項
- 報告第41号 市立小中学校教職員等への新型コロナワクチン職域接種について
- 報告第42号 第31回東広島市生涯学習フェスティバル開催について
- 報告第43号 東京2020オリンピックメキシコ選手団 (レスリング・卓球・ゴルフ) の事 前合宿の中止について
- (2) 議案事項

議案第22号 東広島市教育委員会会議規則の一部改正について

議案第23号 令和4年度使用中学校教科用図書の採択について【非公開】

議案第24号 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正について

(3) その他

次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後2時0分

○ 津森教育長:それでは、定刻が参りましたので、令和3年7月の教育委員会定例会を 開会いたします。

本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と西村委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、議案第23号は教科用図書の採択に関することにつきましては、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第5号に当たるため、非公開として審議したいと思いますが、委員の皆さんの意見を伺います。いかがでしょうか。

- 委員:異議なし。
- 津森教育長:それでは、議案第23号は非公開として審議することに決定いたします。 また、議案第23号につきましては、関係職員のみが説明員となりますため、全て の報告、その他報告に続いて最後に提案させていただきます。よろしくお願いいた します。

本日の傍聴希望はありますか。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:ございません。
- 津森教育長:分かりました。

報告第41号 市立小中学校教職員等への新型コロナワクチン職域接種について

- 津森教育長:報告第41号市立小中学校教職員等への新型コロナワクチン職域接種について、説明をお願いします。
- 吉岡学事課長:報告事項の1ページをご覧ください。

報告第41号市立小中学校教職員等への新型コロナワクチン職域接種についてご報告申し上げます。

まず、接種対象者といたしまして、市立小・中学校に勤務する全ての教職員及び 東広島市学校給食センターに勤務する給食従事者のうち、職域接種を希望する職員 としております。教職員等の枠のワクチン接種量が2,000人分ございましたので、 教職員及び給食従事者と同居家族、スポーツ少年団関係者にも対象者を広げており ます。

次に、広島大学の東広島キャンパス西体育館を接種会場といたしまして、1回目の接種を7月3日から7月18日までの9日間とし、1,993名が接種いたしました。 今後、2回目の接種を8月3日から8月22日までの8日間を予定しております。

なお、ワクチンにつきましては職域接種を対象としたモデルナ製のワクチンを使用しております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 津森教育長:ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 島本委員:幼稚園の先生は対象ですか。
- 吉岡学事課長:幼稚園の先生は、エッセンシャルワーカー枠で消防署で受けられております。
- 津森教育長:別枠ですか。
- 吉岡学事課長:別枠です。
- 津森教育長:ほかにはよろしいでしょうか。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:追加で、コロナワクチン接種の本市での対象年齢となっている全ての市民の予約開始日が決まりましたので、この場を借りてお知らせいたします。

真ん中の表の2の対象年齢ごとの予約開始日をご覧ください。45歳から49歳が7

月30日から、一番下の12歳から29歳までが8月5日から予約開始となりました。なお、該当する年齢の方には郵送でお知らせしております。

以上です。

○ 津森教育長:よろしいでしょうか。 それでは、次に参ります。

報告第42号 第31回東広島市生涯学習フェスティバル開催について

- 津森教育長:報告第42号第31回東広島市生涯学習フェスティバル開催について説明を お願いします。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:資料の2ページをお願いいたします。

報告第42号第31回東広島市生涯学習フェスティバル開催についてご報告いたします。

全体のテーマでございますが、今年は「『はじめまして』に出会う夏~あなたの好きがきっとある」とし、新たな参加者層の掘り起こしと、初めて出会う学びを提供し、多様な学びの入り口とすることを目的に開催いたします。

開催日時でございますが、例年11月に開催しておりましたが、今年は試行的に8月に開催し、先ほど申し上げました新たな参加者層の掘り起こし等を行うこととしております。会場につきましては、東広島芸術文化ホールくららや東広島市民文化センターなどをメイン会場、市内3地域をテーマ会場とし、美術館やサンスクエア児童青少年図書館とも連携することとしております。

2つ飛びまして、6の新型コロナウイルス感染防止対策でございます。今年もメイン会場に人が集中しないよう、地域会場を設け分散して開催するとともに、ユーチューブやSNS、ホームページなどを活用し、各団体の展示や発表、講座の様子などを配信することにより、コロナ禍における学習機会の拡大を図ってまいります。また、会場では来場者やステージ参加者の名簿管理や消毒、検温など市民の方々が安心して参加いただけるよう対策を徹底してまいります。

3ページをお願いいたします。

主な催事内容でございます。表の会場等の一番上、くららでは2行目の講演会に ございますとおり、気象予報士の勝丸恭子氏の講演や3行目の展示・体験以降に記 載のとおり、各団体の活動発表や展示、音楽コンサートなどを実施いたします。

市民文化センターでは、子供や子育て世代をターゲットに化学実験や体験ブースを設けます。また、各テーマ会場におきましても、大学連携講座や講演会、展示や体験ブースなどの実施を予定しております。委員の皆さんには既にご案内をしていただいておりますけども、8月21日午後1時30分からくらら大ホールにおきまして開会式を開催いたしますので、ぜひご臨席賜りますようよろしくお願いいたします。

報告第42号第31回東広島市生涯学習フェスティバルの開催についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 津森教育長:ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたしま す。
- 島本委員: すてきなテーマですが、これはどのようにして決められたのですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:事務局で案を作りまして、実行委員に諮りまして、これに決定しました。
- 島本委員:市民から募集したわけではないのですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:違います、事務局で。
- 津森教育長:ほかにはございませんか。
- 京極委員:何か今までと違った新しい催物は、特徴的なものはなんですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:催しそのものにつきましては特に例年と同じで、講座の内容についてはそれぞれ違うんですけども、国際大学と連携して講座を開催するとか、メイン会場だけではなくて地域会場のほうでも行います。また、ボランティアで武田高校、賀茂高校、賀茂北高校の高校生のボランティアにご参加いただけることとなっております。特に、8月の開催ということで、子供さんとその保護者の方をターゲットにして、よりいろんなことを体験していただくということで例年以上に用意させていただきます。
- 津森教育長:何かチラシみたいなのは作成中ですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:パンフレットは今準備中でございまして、またできましたら委員の皆様にすぐ配付させていただきます。
- 津森教育長:イメージしやすいように、パンフレットなどがあるといいですね。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:分かりました。
- 津森教育長:例えば、勝丸恭子さんの話は、事前申し込みですね。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長:はい。大ホールの半分で、300人募集します。
- 津森教育長:そうですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

報告第43号 東京2020オリンピックメキシコ選手団 (レスリング・卓球・ゴルフ) の事前 合宿の中止について

- 津森教育長:それでは、次に参りまして、報告第43号東京2020オリンピックメキシコ 選手団の事前合宿の中止について、説明をお願いします。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:それでは、東京2020オリンピックメキシコ 選手団の本市事前合宿の中止について、ご報告をさせていただきます。

資料の4ページでございます。

1の概要でございますが、東京2020オリンピック本大会に向けまして、本市で受け入れる予定としておりましたメキシコ選手団の事前合宿が中止となったものでございます。

次に、2の当初計画でございます。予定しておりました競技は、レスリング、卓球及びゴルフの3競技で、7月初旬から順次受け入れることとして準備を進めてお

りました。

3の事前合宿の中止理由でございますが、卓球はオリンピックの出場権を得ることができなかったということでございます。レスリングとゴルフにつきましては、選手村に直接入るということでの中止でございます。

4の本市におけます応援内容でございますが、このたびの本市での事前合宿は残 念ながら中止となりましたが、選手団に対しましてはビデオメッセージや応援レタ ーなどを作成し、応援をさせていただいております。今後の対応につきましては、 広島県などと連携を図ってまいりたいと思います。

なお、5の広島県における合宿予定競技でございますが、現時点における選手団 の合宿予定はこの表のとおりでございます。

最後に、事前合宿の受入れに当たりましては、平成29年度に受入れが決定して以来、市議会、また教育委員の皆様、各競技団体や小・中学校、宿泊施設等、多くの方のご協力をいただきました。関係者の皆様に深くお礼を申し上げる次第でございます。

東京2020オリンピックメキシコ選手団の事前合宿の中止についての報告は以上で ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長:もう本体が始まっておりますので、レスリング、ゴルフも今日から始まっていますけど、事前合宿に来てない人が出てますよね。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長:本市の合宿で過去に平成30年度にレスリングとゴルフの合宿、令和元年度までゴルフの合宿を行っておりますが、合宿に来られた選手は出場しておりません。
- 津森教育長:ないということですね。よろしいですか、この件につきましては。それでは、引き続いて議案の審議に入ります。

議案第22号 東広島市教育委員会会議規則の一部改正について

- 津森教育長:議案第22号東広島市教育委員会会議規則の一部改正についてを議題とい たしますので、議案の説明をお願いします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:議案第22号東広島市教育委員会会議規則の一部 改正についてご説明をいたします。

議案資料の1ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますが、教育委員会の会議をオンライン会議システム等を 活用して開催することができるようにするため、この議案を提出するものでござい ます。

なお、オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の開催については、 文部科学省から考え方が示されておりまして、相互かつ自由、率直に意見交換し合 うことによって適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規 則等の整備を図った上で、オンライン会議システム等を活用して教育委員会の会議 を開催することは可能とされております。

2の改正案でございますが、次の2ページをお願いいたします。

3条に次の1条を加えるようにいたしまして、教育長は災害その他の事由により 議場に会議を招集することが困難であると認めるとき、その他特に必要があると認 めるときは情報通信機器、その他の機器を用いて映像及び音声の送受信により相手 の状態を相互に認識しながら通話することができる方法、つまりオンライン会議シ ステム等により会議を開催することができることといたします。

「災害その他の事由により議場に会議を招集することが困難である」につきましては、災害による交通の遮断や感染症の蔓延防止のため外出が困難である場合などを想定しております。「その他特に必要があると認めるとき」につきましては、委員が遠隔地にいる場合や他の業務により招集の日時に参集することが困難な場合などを想定しております。

また、オンライン会議システム等により会議に参加している場合は、会議に出席 しているものとみなし、採決に際しては議場にいるものとみなします。

なお、これらの事項のほか、オンライン会議システム等による会議の運営に関し 必要な事項は、教育長が定めることとしております。

3ページに参考資料として、教育長が定める要領の案を掲載しております。

まず、第2条でございますが、委員は遠隔地にいること、その他やむを得ない事由により招集の日時に議場に参集することが困難であるときは、教育長にオンライン会議システム等により会議に参加することを申し出ることができることとしております。

この申出については、期限は定めておりませんが、会議室や機器等の予約の関係上、できる限り前の月の定例教育委員会の際にはお申し出くださるようお願いいたします。

次に、第3条でございますが、議事の全部または一部を秘密会として行う会議についてはオンライン会議システム等による開催はしないものといたします。これは、Teams、Zoomなどのソフトでは会議内容の秘密性を担保することは現時点では困難であることによるものでございます。

次に、第4条ですが、委員の皆様に対して対応していただきたいことについて定めております。オンライン会議に使用する部屋については、他の者が立ち入ることを制限していただくことや、オンライン会議に使用するパソコンについては情報の漏えい、滅失または毀損を防止するための適切な措置を講じていただくこと、また不正アクセス行為を防止するための措置を取っていただくことについて定めております。

具体的には、OSやセキュリティーソフトなどを最新の状態にしていただくことや、公衆無線LANの使用を避けていただくことなどをお願いいたします。また、オンライン会議システムにより会議に参加するときには、開会の30分前までに事務局側と正常に映像、音声の送受信ができることを確認していただくことを定めてお

ります。

最後でございますが、障害が発生した場合でございますが、採決の際には委員の 方々の意思表示を確認する観点から、オンライン会議システムで参加されてる場合 は、映像と音声の両方が正常に送受信できることが必要であると考えております。 このことから、映像、音声のどちらかが会議の途中で途切れた場合は、採決の時点 でも復旧しなかったときは、その委員は採決には加わることができないことを定め ております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長:ありがとうございました。ただいまの議案第22号東広島市教育委員会会 議規則の一部改正について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- 坂越委員:ありがとうございます。確かにこうやって実施要領ガイドラインを定めていただければ、それに従ってできるので良いと思います。
- 津森教育長:ほかにありませんか。

特にないようであれば、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。 それでは、原案のとおり決定いたします。

議案第24号 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正について

- 津森教育長:次に、1つ飛ばして、議案第24号東広島市歴史文化基本構想策定委員会 規則の一部改正について議題といたします。議案の説明をお願いします。
- 石井文化課長:議案第24号東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正についてご説明申し上げます。

議案資料は6ページでございます。

まず、1の提案理由でございます。

文化財保護法の一部改正に伴いまして、広島県文化財保存活用大綱が令和3年3 月中に策定されたことに併せまして、東広島市歴史文化基本構想策定委員会の所掌 事務に東広島市文化財保存活用地域計画の策定に関することを追加するため、この 議案を提出させていただくものでございます。

続きまして、2の改正案については、8ページをご覧ください。

具体的な内容は9ページの新旧対照表にございますとおり、新旧対照表の中の第2条、そちらにもございますが、この中に東広島市文化財保存活用地域計画の策定に関することを追加するものでございます。既に今までのところには文化財保存活用計画というのがありまして、今回新たに文化財保存活用地域計画というものを加えるということで、非常に紛らわしいというふうにお考えになられるかもしれません。それについて、ちょっと補足の説明資料を配らせていただいて説明したいと思います。補足の説明資料でご説明申し上げます。

これまでやっておりましたのは、この表の左の欄、歴史文化基本構想、これは文 化芸術基本法の第7条に基づく文化芸術の基本的方針で策定すべきものとして歴史 文化基本構想というマスタープラン、それから文化財保存活用計画、これはアクシ

ョンプランの中から選んだんですけれども、これが歴史文化基本構想のほうで策定 するものとして定められておりました。これが平成19年に提唱されて、平成20年か ら平成22年にモデル事業を実施され、平成23年度以降に進められてきたわけです。 平成29年12月に、本市におきましてはマスタープラン部分であります歴史文化基本 構想を策定し、引き続き文化財保存活用計画について検討をしていたところでござ いますが、平成29年に法改正の動きがございまして、平成30年3月6日、新文化財 保護法の改正が閣議決定されました。その後平成30年6月1日に成立して6月8日 に公布され、平成31年4月1日に改正法が施行されました。この中で、都道府県は 文化財保存活用大綱の策定の義務づけを受け、広島県においても同大綱が翌年3月 に策定されたところでございます。合わせて、市町村につきましては、文化財保存 活用地域計画を作成し、国の認定を申請することができることとなりました。一方 これまで、歴史文化基本構想を策定中だった市町村は、文化財保存活用地域計画に シフトチェンジをしているところでございます。と申しますのは、歴史文化基本構 想の中の文化財保存活用計画と今回保護法で規定されました文化財保存活用地域計 画というのは非常に項目が酷似しておりまして、これまで検討してきたものの中に 10項目を追加して策定することにより、文化財保護法に基づいた文化財保存活用地 域計画となりますことから、シフトチェンジする自治体が非常に増えてきていると いうことでございます。歴史文化基本構想につきましては、全国で今120件余りが 認定されていると想定されます。一方、保存活用地域計画につきましては、7月 16日現在で約47件が国から認定を受けているところでございます。そうしたことか ら本市も令和4年度末を目途に文化財保存活用地域計画を策定し、認定していただ きたいと考えているところでございます。

資料のほうに戻りまして、6ページ、施行の期日は公布の日でございます。 議案第24号の説明については以上でございます。

- 津森教育長:ありがとうございました。歴史文化基本構想は、本市はもう策定していいのだけれど、②の保存活用計画というのもそういう意味ではシフトチェンジしてやるという理解でいいですか。
- 石井文化課長:シフトチェンジの保存活用地域計画というものを作るということです。それで、出来上がったものの中から抽出したものが自動的に歴史文化基本構想のほうの保存活用計画になります。
- 津森教育長:別々にやるのではなくて、歴史文化基本構想の委員会の中に入れること でより効率的にやりたいということでよろしいですか。
- 石井文化課長:はい。
- 津森教育長:委員の皆さん、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 では、特にないようですので採決したいと思います。

原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり決定いたします。

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長:次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長:8月につきましては、26日木曜日、15時から、場所は北館201で、9月につきましては、第4木曜の23日が祝日でございますので、22か24、翌週の30日は決算の総括質疑がありますので、22か24どちらかで調整したいと思います。
- 津森教育長:9月について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、22日15時半ということで。議会の関係で申し訳ありません。8月は26日で決定をさせていただきたいと思います。

その他、事務局からありますか。

○ 石井文化課長:東広島市立美術館開館記念特別展のグランマ・モーゼス展についてで ございます。

この資料につきましては、当初令和2年度の末に開催を予定しておりましたものでございますけれども、新型コロナウイルスの影響によりグランマ・モーゼス展、これはアメリカから作品が来るわけでございますけれども、令和2年度末はそれが困難であるということがありまして、東広島市の開館予定が令和3年2月16日からの予定だったものが、このたび令和4年4月12日から5月29日に開催されることが決定しましたので、ご報告するものでございます。

一番下の備考のところにございますように、当初は東京世田谷美術館から2番目に東広島市美術館でする予定だったものが、ともに2会場が後ろのほうにスライドして、一番最後へ巡回することになりましたので、これはちょうど今日連絡が入りましたので、ご報告させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○ 津森教育長:この件についてはよろしいですか。

では、よろしくお願いします。

では、以上でございまして、議案第23号に移りますが、その前に教育総務課、指導課以外の職員は退出をしてください。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

閉会 午後2時51分